

岩手県災害備蓄指針

平成26年3月 策定
(令和8年4月 改定)

岩 手 県

目 次

岩手県災害備蓄指針

1	本指針の目的	1
2	本指針で使用する用語の定義	1
3	県内における備蓄の状況	1
	（1） 県の備蓄状況	1
	（2） 市町村の備蓄状況	1
	（3） 県民の備蓄状況	2
4	県等の備蓄の考え方	3
	（1） 過去の経緯	3
	（2） 考え方	3
5	備蓄物資の調達	4
	（1） 備蓄に当たっての想定人数	4
	（2） 種類及び具体的な品目	5
	（3） 備蓄量	6
	（4） 保管場所	7
6	備蓄状況の確認及び公表	8
7	備蓄物資の取扱い	8
8	備蓄物資の維持管理及び更新	9
	（1） 備蓄物資の維持管理	9
	（2） 備蓄物資の更新	9
9	県の職員用備蓄の取扱い	9
10	義援物資の取扱い	9
11	流通在庫備蓄の活用	10
12	国のプッシュ型支援の活用	10

1 本指針の目的

本指針は、岩手県地域防災計画（本編・第2章災害予防計画・第6節の2食料・生活必需品等の備蓄計画。以下「県地域防災計画」という。）に基づき、被災者の生活を支えるために必要な物資の備蓄に係る目安を定め、計画的に備蓄を行うことにより、県の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

2 本指針で使用する用語の定義

本指針において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

ア 備蓄物資

災害に備え、県、市町村、事業所、県民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資のことをいう。

県は、上記物資に加えて、市町村、事業者、県民が行う備蓄では不足する場合に備えた備蓄を行う（補完備蓄）。

イ 類型Ⅰ物資

避難生活に最低限必要な物資

ウ 類型Ⅱ物資

避難所における感染症対策等、災害発生時に生じる多様な課題に対応するための物資

エ 義援物資

災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資をいい、調達費用等の対価が生じないものをいう。

オ 流通在庫備蓄

県又は市町村が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要な物資を必要量調達することをいう。原則、調達費用等の対価が生じるものをいう。

3 県内における備蓄の現状

(1) 県の備蓄状況

県では、県内における広域的な災害を想定し、市町村等における食料等の供給体制が整うまでの間、緊急的に支援するとの考え方に基づき、被災者向けの食料、毛布等の備蓄物資を岩手県消防学校資機材保管庫等の広域防災拠点8箇所にて備蓄している。

なお、現在のところ、職員用の備蓄物資については、下記8のとおり取扱うこととしている。

(2) 市町村の備蓄状況

市町村においては、各市町村における災害リスクや過去の災害時の実績等を元に備蓄を進めており、県内全市町村（33市町村）において被災者用の備蓄を行っている。

(3) 県民の備蓄状況

令和6（2024）年県民生活基本調査によると、「普段から災害に備え何らかの準備を行っている」と回答した人の割合は47.5%となっている。

また、災害に備え準備している内容は、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と答えた人の割合は73.6%という結果になっている。

4 県等の備蓄の考え方

(1) 過去の経緯

平成23年3月11日14時46分頃に発生したマグニチュード9.0の大地震とこれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震（以下「東日本大震災津波」という。）は、これまで本県が準備した対策をはるかに上回る大きな災害となった。

主に津波により広範囲にわたって甚大な被害を受け、多い時期には5万人を超える避難者がいたことから、発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもちろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範囲にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。

このため、平成23年度に実施した県の「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」（平成24年2月）において、発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したことやアレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかったことなどの備蓄の在り方に係る課題が明らかとなった。

これまで県では、上記の課題を踏まえ、備蓄の取組を進めてきたところであるが、近年、頻発する災害における教訓等から、多様なニーズに応じた物資の備蓄が求められている。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症への対応としての感染症対策物資など、複合災害に備えた備蓄の必要性が明らかとなった。

また、令和6年の能登半島地震対応、令和7年のカムチャツカ半島沖地震により発令された津波警報の対応を踏まえ、避難所の暑さ・寒さ対策等の環境整備の重要性が再確認されたところである。

(2) 考え方

上記の課題を踏まえ、県、市町村、事業者及び県民は、県地域防災計画に基づき、それぞれが必要な備蓄に取り組んでいくものとする。

参考 県地域防災計画（備蓄関係）における各主体の役割に関する規定（抜粋）

【県の役割】

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。

【市町村の役割】

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定めるにあつては、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。

【県民の役割】

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ、冷却材、うちわ、扇子、防寒具、カイロ

【事業所の役割】

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

※ 県地域防災計画（本編）第2章第6節の2から抜粋

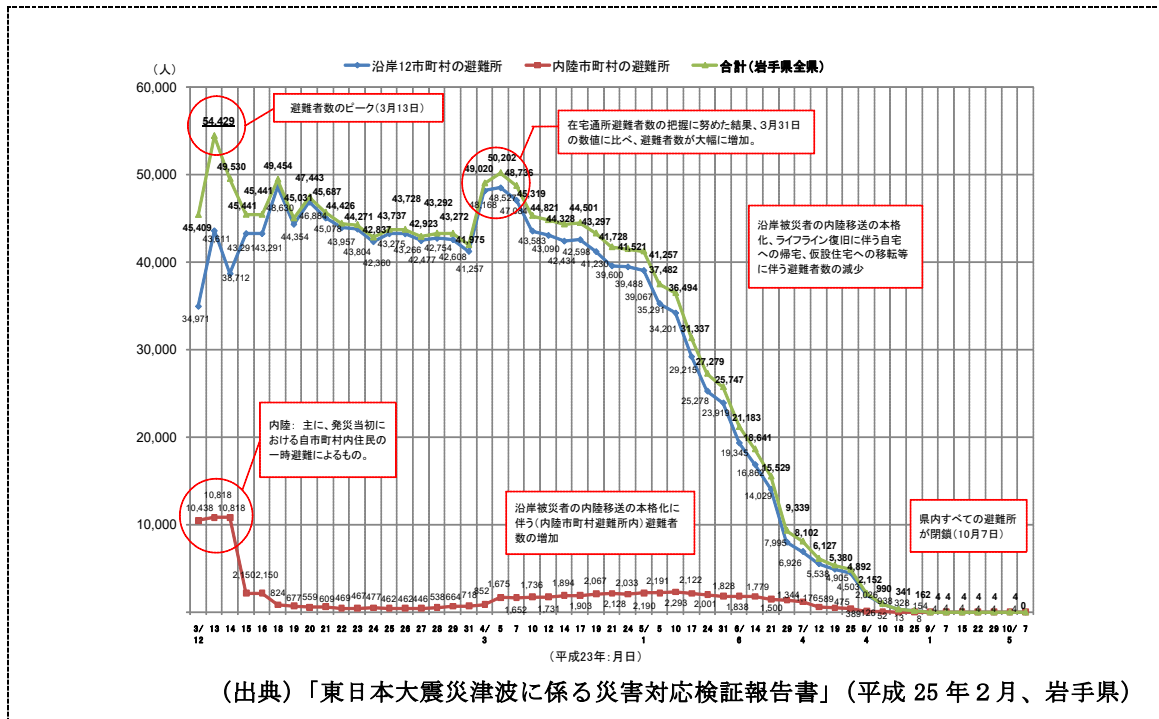
5 備蓄物資の調達

(1) 備蓄に当たっての想定人数

東日本大震災津波における県内の避難者数のピークは、平成23年3月13日の54,429人であった（図2のとおり）ことから、類型Ⅰ物資の必要数の算定に当たっての想定人数を55,000人とする。

類型Ⅱ物資については、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

図2 東日本大震災津波における県内避難者数の推移



(2) 種類及び具体的な品目

ア 類型Ⅰ物資

国が被災者の命と生活環境に不可欠と定めている「基本8品目」及び飲料水を類型Ⅰ物資とする。具体的には、次のとおり。

区 分	具体的な品目
飲料水	保存水（ペットボトル）
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・主食乾燥米（主食として主にアルファ化米等、アレルギー27品目不使用）、 ・栄養補助食品（カロリーメイトライスクッキー等） ※ 両方合わせて、1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目安（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。また、アレルギー品目不用品の調達に努めること。
毛布	真空パック毛布（難燃性、抗菌・防臭加工が施されたもの） ※ クリーニングで再使用可能なものとする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ（蓄便袋・凝固剤・便収納袋） ※ あらゆる便器に取り付けられ、薬剤を振りかけるだけでし尿処理ができるタイプのもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・組立式トイレ ・マンホールトイレ
トイレットペーパー	トイレットペーパー
乳児用ミルク	<ul style="list-style-type: none"> ・粉ミルク ・液体ミルク
乳児・小児用おむつ	紙おむつ
大人用おむつ	紙おむつ
生理用品	生理用ナプキン

イ 類型Ⅱ物資

この物資の具体的な品目は、次のとおりとする。

区 分	具体的な品目（想定）
感染症対策物資	マスク、消毒液、体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド、テント 等
高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護用品、育児用品、女性	類型Ⅰ物資以外の介護用品・育児用品、アレルギー対応食品、オストミー対応トイレ等 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者のための介護

用品等の物資	<p>用品、育児用品等の物資（介護食、離乳食、哺乳瓶等）については、流通在庫備蓄を活用することを基本とし、災害時に必要量を調達できるよう、民間団体等との協定の締結等を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月・内閣府男女共同参画局)の趣旨を踏まえ、一定程度の備蓄について考慮する。 外国人等の要配慮者が備蓄物資の使用方法や含有成分などについて正しい情報を得ることができるよう、多言語ややさしい日本語を活用した情報提供に努める。
その他特に備蓄する必要があると防災課総括課長が認める物資	<ul style="list-style-type: none"> 暑さ・寒さ対策に資する物資 ブルーシート 等

(3) 備蓄量

県は、県地域防災計画の規定により、類型Ⅰ物資については、大規模災害の発生に備え、市町村や県民等の補完備蓄を行う観点から、市町村の備蓄状況及び県民の備蓄想定を踏まえ、上記(1)の想定人数（55,000人）から備蓄種類ごとに備蓄対象人数を算定し、それに応じた備蓄量を定めるものとする。

なお、県の備蓄量を定めるに当たっては、広域的な大規模災害時には、市町村の備蓄物資を県内で融通し合うことを前提とする。

また、類型Ⅱ物資については、上記(1)のとおり、対象者が限られる物資もあることから、個別に検討することとする。

ア 県全体の物資必要量

品目	物資必要量	算出式
飲料水	330,000 リットル	1人1日3リットル×2日 ^{*1}
食料	495,000 食	1人1日3食×3日
毛布	110,000 枚	1人2枚
トイレ	825,000 回	1人1日5回×3日
トイレットペーパー	29,700 巻	1人1日0.18巻×3日間
乳児用ミルク	825 リットル 115,500 グラム	0歳人口比率 ^{*2} (0.005) × 1人1日1リットル (粉:140グラム) × 3日
乳児・小児用おむつ	19,800 枚	0～2歳人口比率 ^{*2} (0.015) × 1人1日8枚×3日
大人用おむつ	6,600 枚	要介護高齢者比率 (0.005) × 1人1日8枚×3日

生理用品	32,460 枚	12～51 歳女性人口比率 ^{※2} (0.183) × 0.25 ^{※3} × 1 人 1 日 4.3 枚 × 3 日分
------	----------	---

- ※1 東日本大震災津波の際の給水活動は発災後 3 日目から展開できたため、備蓄量を 2 日分の飲料水とした。
- 2 人口比率は岩手県毎月人口推計（令和 7 年 10 月 1 日時点）による。
- 3 生理期間を 4 週のうち 1 週と想定した。

イ 県民の備蓄想定

上記 3 (3) の令和 6 (2024) 年県民生活基本調査において、「普段から災害に備え、何らかの備蓄を行っている」と回答した人（割合 47.5%）のうち、「家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保している」と回答した人の割合が 73.6%となった。

これらの県民は、県地域防災計画に定めるように、家族の 3 日分程度の上記 9 種類の物資を備蓄していると想定されることから、備蓄を行っている県民の人数（想定）を、次のとおり、19,228 人とする。

[備蓄を行っている県民の人数（想定）]

$$55,000 \text{ 人 (想定人数)} \times 0.475 \times 0.736 = 19,228 \text{ 人}$$

ウ 県・市町村の備蓄必要量

アで示した物資必要量からイの県民の備蓄想定量を差し引いた分 (35,772 人分) を、県・市町村における備蓄必要量とする。

品 目	備蓄必要量	算出式
飲料水	214,632 ㍓	1 人 1 日 3 ㍓ × 2 日
食料	321,948 食	1 人 1 日 3 食 × 3 日
毛布	71,544 枚	1 人 2 枚
トイレ	536,580 回	1 人 1 日 5 回 × 3 日
トイレットペーパー	19,317 巻	1 人 1 日 0.18 巻 × 3 日間
乳児用ミルク	537 ㍓ 75,122 グラム	0 歳人口比率 (0.005) × 1 人 1 日 1 ㍓ (粉 : 140 グラム) × 3 日
乳児・小児用おむつ	12,878 枚	0～2 歳人口比率 (0.015) × 1 人 1 日 8 枚 × 3 日
大人用おむつ	4,293 枚	要介護高齢者比率 (0.005) × 1 人 1 日 8 枚 × 3 日
生理用品	21,112 枚	12～51 歳女性人口比率 (0.183) × 0.25 × 1 人 1 日 4.3 枚 × 3 日分

(4) 保管場所

備蓄物資は、大規模災害時に被災者へ迅速かつ効率的に供給できるよう、岩手県広域防災拠点（広域支援拠点、後方支援拠点）の「平常時の物資・資機材の備蓄機

能」を付与する施設や広域防災拠点の運営に参画する県地方支部及び市町村の庁舎等に、分散して保管するものとする。

なお、保管施設については、以下に掲げる施設のほか、適宜追加できるものとする（ただし、非常時の連絡体制が確保されているなど、保管場所として適当と防災課総括課長が認める施設に限る）。

[保管施設一覧（令和8年3月末時点）]

岩手産業文化センター（アピオ）、岩手県消防学校、二戸市防災倉庫、葛巻町社会体育館、旧葛巻町立星野小学校体育館、県遠野地区合同庁舎、県北上地区合同庁舎、道の駅たのはた及び周辺施設群

[岩手県広域防災拠点の概要]

○ 本県の広域防災拠点は、次の二つのタイプの広域防災拠点から構成され、災害時に相互に連携し、一体として防災拠点機能を有するものであり、配置地域は、タイプ毎に次のとおり想定。

【タイプA：広域支援拠点＝県内1カ所に設置】

⇒ 効率性や物理的な制約から県内全域で発生する大規模災害に対応する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県央部を中心とした地域に配置。

【タイプB：後方支援拠点＝県内複数箇所に設置】

⇒ 被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、被災地で活動する「人・物・情報」に関する機能を有する防災拠点。県南部、県北部にそれぞれ2箇所配置。

○ 広域防災拠点の整備に当たっては、早期に防災体制を確立する必要性や必要最小限のコストで実現可能であることを踏まえ、県内にある既存施設を活用した「分散連携型」の機能配置を前提としており、当該施設の有するスペースに「平常時の物資・資機材の備蓄機能」等の機能を付与することを基本とするが、それが無い場合は、広域防災拠点の運営に参画する県や市町村の内や庁舎内や備蓄倉庫の設置などを検討する。

○ 平成25年度に策定した「岩手県広域防災拠点配置計画」に基づき、平成26年度から備蓄を進めている。

6 備蓄状況の確認及び公表

備蓄状況については、災害対策基本法第49条第2項の規定により物資の備蓄の状況を公表する際に、県・市町村分をまとめて公表するとともに、備蓄必要量に対する充足度を確認し、併せて公表する。また、不足する物資がある場合には、県と市町村が必要に応じて協議の上、その充足を図る。

7 備蓄物資の取扱い

備蓄物資については、各市町村からの要請に応じ、市町村に対し無償譲渡することを原則とする。

加えて、消費期限等到来前に、関係団体等は無償譲渡（同時に譲渡数量と同数を調達）等を行うことで、「ローリングストック^{※1}」の実現に努める。

また、他の都道府県からの支援要請に応じ物資を譲渡した場合、原則、求償するものとする。

運搬については、個別に検討することとする。

※1 普段から少し多めに物資を購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の物資を備蓄しておく方法

8 備蓄物資の維持管理及び更新

備蓄物資については、災害時に被災者に供給することができるよう、以下に定めるとおり、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

また、維持管理及び更新にあたっては、「新物資システム（B-PLo）^{※2}」を活用することとする。

(1) 備蓄物資の維持管理

備蓄物資の維持管理（備蓄物資の保管及び点検並びに在庫管理）については、以下のとおり備蓄物資の保管場所の管理者が行うものとする。

保管場所	維持管理主体
広域防災拠点施設	当該施設の管理者（県、市町村等）
県合同庁舎	県（地方支部総務班の担当部署）
市町村役場庁舎	市町村（消防防災主管課）

(2) 備蓄物資の更新

県は、備蓄物資が上記5(3)イの類型Ⅰ物資及び個別に決定した類型Ⅱ物資の備蓄量を維持できるよう、保存期間を考慮の上、計画的に買い替えを行うものとする。

なお、災害時に供給しないまま保存期間を経過する備蓄物資については、期間満了前に総合防災訓練を始めとする各種訓練において配布する等の方法により処分を行うものとする。

※2 国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム

9 県の職員用備蓄の取扱い

災害対応に当たる県職員は、別に定める「岩手県業務継続計画」の規定に従い、平常時から自宅での食料及び飲料水の備蓄に努めるほか、職場にも3日分程度の食料、飲料水、着替え等の保管に努めるものとする。

また、県職員の円滑な災害応急対策の実施に資するよう、災害時における職員に対

する炊出しの実施や民間団体等と協定を締結し、職員用の食料等の調達などを推進することとする（ただし、職員用の炊出しや食料等の調達は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の救助費用（国庫負担）の対象となるものを基本とする）。

10 義援物資の取扱い

災害時に県内外から寄せられる義援物資については、広域防災拠点のうち「支援物資の受入・分配機能」を付与する施設（県地域防災計画に定める物資集積拠点と同じ）に全て集積した上で、「災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定」（社団法人岩手県トラック協会との間で平成 9 年 1 月 16 日締結）等に基づき、市町村の二次集積所等へ輸送することとする。

11 流通在庫備蓄の活用

上記 5(3)イの備蓄物資以外の被災者支援のために必要な物資については、現在、関係団体等と締結している協定に加えて、災害時における民間団体等の協力を得られる態勢を一層強化するため、今後、所管事務に関係する団体等との応援協定の締結を進めるものとする。

12 国の「プッシュ型支援」の活用

災害発生時には、国において取り組んでいる「プッシュ型支援^{※3}」も活用し、必要な物資の調達に努める。

※3 国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組